全保協 NEWS LETTER

保育の現場で役立つ！働き方の最新情報

2026年度 第10号

特集 こども性暴力防止法(12月25日施行) ○○○●○○ 第4回／全6回

新しく迎える職員への対応 ～採用の流れは、こう変わる～

施行日(12月25日)以降に内定などを出して迎える職員は、原則として、子どもと接する業務に就く前に犯罪事実確認を行います。今号は、募集から働き始めるまでの流れを整理します。

採用の流れと変わるポイント

国の準備ガイド・参考例をもとに作成

1	募集	募集要項や求人票で、犯罪事実確認が必要となる仕事であることを示し、特定性犯罪の前科がないことを採用の条件として明記します。施行前の募集から見直します。
2	選考	誓約書で、特定性犯罪の前科がないことと、申告がすべて事実であることを確かめます。保育士の採用では、「保育士特定登録取消者管理システム」の活用も義務です。
3	内定	内定通知書(または誓約書)に、取消事由をあらかじめ示します。参考例では、犯罪歴などの「重要な経歴の詐称」や、犯罪事実確認の手続きに応じないことなどを挙げています。
4	犯罪事実確認	原則として、子どもと接する業務に就く前に、犯罪事実確認を行います。手続きには、国の「こまもろうシステム」を使います。対象となる前科は、痴漢や盗撮も含む特定性犯罪で、拘禁刑の実刑は執行を終えて20年、執行猶予つきは判決確定から10年、罰金は執行を終えて10年がたっていないものです。
5	従事開始	子どもと接する業務に就く前に、研修を受けてもらいます。施行日の前日(12月24日)までに内定や内示が出た人も同じです。

なぜ？ 内定取消しが有効と認められるには、法に基づく犯罪事実確認とは別に、採用の過程で性犯罪歴がないことを書面で確かめ、取消事由をあらかじめ明示しておく必要があります。施行前に採用する人も同じです。採用の進め方しだいで、のちにとれる対応が変わります。

見落としやすい点

- 施行日の前日(12月24日)までに内定や内示が出た人は、施行時の現職者と同じ扱いになり、犯罪事実確認は施行から3年以内に行います。
- 園長、副園長、主任などの管理職も、参考例で犯罪事実確認の対象となる職種に挙げられています。
- 「保育士特定登録取消者管理システム」の対象は、児童生徒性暴力等により保育士の登録を取り消された人などです。「こまもろうシステム」での犯罪事実確認は、保育士など子どもと常に接する職種は一律に、事務職員や送迎バスの運転手なども業務の実態によって対象になります。
- 派遣で来る人の犯罪事実確認は、派遣元ではなく、園(派遣先)が行います。
- 雇用形態や雇用契約の有無にかかわらず、短期間の労働者やボランティア、業務委託で子どもと接する人も、業務の実態によって犯罪事実確認の対象になりえます。

国の資料(タップで開く) ▸募集要項・誓約書・内定通知書の参考例 ▸準備ガイド 2-④ ▸こども性暴力防止法 第4条

★ひとことメッセージ★

求人はいまも動いています。次の募集から、参考例を使って書類を整えましょう。

次号予告 第11号「いま働いている職員への対応」～3年以内の犯罪事実確認と研修～

募集要項・誓約書の参考例はこちら
国のひな型・参考例リンク集へ

アンケート・リクエスト
質問や感想もお気軽にどうぞ➡

※園ごとの個別のご相談(有償・別途ご案内)は、発行者(下記)までお気軽にご連絡ください。

■ 発行者(全保協委託)社会保険労務士法人こどものそら舎 https://kodomonosora.jp/
※全保協会員の皆さまへの限定配信です。必要に応じて会員への回送をお願いいたします。無断複製等はご遠慮ください。

社会保険労務士法人 こどものそら舎